

制定 平成15年9月22日
改正 平成27年5月15日
改正 平成30年4月20日
改正 令和3年5月17日
改正 令和4年7月1日
改正 令和6年4月1日

京都環境賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止や循環型社会の形成をはじめとした環境の保全に貢献する活動（以下「活動」という。）を実践している個人、団体を表彰することにより、環境に関する市民の関心を高め、様々な実践活動の更なる推進を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象者は、京都市を主たる活動の場として、顕著で他の模範となる活動を積極的に行っている個人又は団体とする。

(募集及び応募)

第3条 市長は、年度ごとに期間を定め、表彰者を募集する。
2 募集及び応募に係る手続の詳細については、別に定める。

(選考基準)

第4条 京都環境賞選考部会では、応募のあった者について、次の各号の選考基準を基に審議を行う。
(1) 先進的かつ斬新であること。
(2) 将来性及び発展性が期待できること。
(3) 環境保全に関する具体的な成果が認められる又は十分に見込まれること。
(4) 環境保全に関する活動意識の普及や啓発に効果が認められる又は十分に見込まれること。
(5) 環境保全以外の分野にも副次的な効果が認められる又は十分に見込まれること。
2 前項に規定するもののほか、京都環境賞選考部会は、応募のあった者について、審議を行う際、活動の継続性を考慮することができる。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、応募のあった者の中から、京都環境賞選考部会の意見を聞いて市長が決定し、文書により通知する。ただし、応募のあった者の中に表彰に足らない場合は、表彰は行わない。

(表彰の方法)

第6条 表彰は年1回とし、表彰銘板及び副賞を授与して行う。
2 表彰に係る方法の詳細については、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年6月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年11月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年1月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月20日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。